

病床配分について

- 令和4年度の病床整備計画の公募については、令和4年度第1回千葉地域医療構想調整会議の議事として説明させていただいたところです。
- 今回は応募者から計画の概要を説明いたします。

千葉県 健康福祉部 医療整備課医療指導班

電話番号：043-223-3884

1 令和4年度の病床整備計画の応募結果

医療圏	配分予定病床数	計画書受付数
千葉	182床	498床（9者）
東葛南部	1,251床	980床（10者）
東葛北部	1,043床	948床（10者）
計	2,476床	2,426床（29者）

※ 上記の病床数は令和4年4月1日時点の既存病床数と基準病床数を比較し、不足している病床数です。

※ 実際の病床配分においては、令和4年10月1日時点の既存病床数と基準病床数を比較し、不足する病床数を整備することとします。

2 応募条件

別添「令和4年度の病床配分について」（千葉県医療審議会病院部会了承済）に沿う病床の整備計画であること。

3 今後のスケジュール

令和5年1月～2月頃、千葉県医療審議会病院部会において審議の上、病床配分を決定し、応募者へ通知。

令和4年度の病床配分について

【一般病床および療養病床】

- (1) 病床の配分に当たっては、千葉県保健医療計画(令和4年1月改定)における医療提供体制の整備方策との整合性を図る必要がある。
- (2) 具体的には、二次保健医療圏（地域医療構想における構想区域）ごとに不足する病床機能を担う病床であることを原則とし、地元市町村、地区医師会及び地域医療構想調整会議等の意見を考慮し、下記の優先順位により、基準病床数の範囲内で配分を行う。
ただし、不足する病床機能以外の機能の病床を整備しようとする場合において、書面によりその理由等が明確にされた病床の整備計画については、配分について配慮する。
- (3) 医療法第7条第3項の規定により、知事の許可を受けなければならないとされている有床診療所についても病床配分の対象とする。
- (4) 令和7年12月末までの整備又は着工を条件とする。

【優先順位】

千葉県が目指すべき医療提供体制を実現するための施策に沿う次の病床について、優先して配分を行う。

- ア 地域医療構想の各構想区域において不足している医療機能に係る病床 ※
- イ その他、千葉県保健医療計画の実現に向けて必要な病床

※ 病床機能報告結果等による当該区域の機能別病床数と必要病床数を比較して、不足している医療機能にかかる病床のこと。

別添一覧表

公募対象区域の機能別病床数及び必要病床数

	高度急性期			急性期			回復期			慢性期		
	必要病床数 (床)	病床機能報告 (床)※	差	必要病床数 (床)	病床機能報告 (床)※	差	必要病床数 (床)	病床機能報告 (床)※	差	必要病床数 (床)	病床機能報告 (床)※	差
千葉	1,077	1,019	△ 58	3,028	4,042	1,014	2,520	1,186	△ 1,334	1,859	1,729	△ 130
東葛南部	1,376	1,661	285	4,783	5,900	1,117	4,072	1,844	△ 2,228	2,779	1,899	△ 880
東葛北部	1,386	2,077	691	4,227	4,482	255	3,647	1,241	△ 2,406	2,439	1,879	△ 560
三医療圏計	3,839	4,757	918	12,038	14,424	2,386	10,239	4,271	△ 5,968	7,077	5,507	△ 1,570

※ 令和3年度病床機能報告（確定値：令和3年7月1日現在）

病院開設（増床）計画 応募一覧

医療圏	千葉
-----	----

No.	病院名	予定地
1	令和リハビリテーション病院	千葉市中央区
2	最成病院	千葉市花見川区
3	幸有会記念病院	千葉市花見川区
4	いなげ西病院	千葉市稲毛区
5	富家千葉病院	千葉市稲毛区
6	千葉市立新病院（仮）	千葉市美浜区
7	幕張病院	千葉市美浜区

※2者取下げ